

税源移譲により 平成19年度の市県民税が大きく変わっています

●税源移譲により市県民税の税率が、3段階から一律10% (比例税率) に変更されています。(負担増)

平成18年度まで (累進税率)

課税総所得金額	税率
～ 200万円の部分	5% (市 3%・県2%)
200万円～ 700万円の部分	10% (市 8%・県2%)
700万円～ の部分	13% (市 10%・県3%)

平成19年度から (比例税率)

課税総所得金額	税率
一 律	10% (市6%、県4%)

税源移譲とは？

地方自治体がその地域に必要な行政サービスをより効率的に行えるよう「三位一体改革」の柱として、平成19年より国の所得税を減らし、地方の住民税(市県民税)を増やすというものです。

- ◎ 住民税(市県民税)の税率変更と同時に、**所得税の税率を4段階から6段階に細分化します。(負担減)**
- ◎ 国(所得税)から地方(住民税)への税金の移し替えなので、**市県民税が増えた分、所得税が減ります。**
- ◎ よって、税源移譲により個々の納税者の「市県民税」+「所得税」の負担は基本的には変わりません。

ただし、所得の増減、定率減税(定率控除額)の廃止、老年者非課税措置廃止に伴う経過措置(減額の縮減)により負担増は発生します。

税源移譲の時期は？

所得の種類により、税額が変わる時期が次のように異なります。

納税者の区分	所得の種類	市県民税(増額)	所得税(減額)
サラリーマン	給与	平成19年6月の給与分から	平成19年1月の給与分から
年金受給者	雑(年金)	平成19年6月納税分から	平成19年2月の年金受給分から
事業所得者等	営業・農業等	平成19年6月納税分から	平成20年2～3月確定申告から

税源移譲以外の主な改正点

●定率控除額(定率の減税)が廃止されています。(負担増)

平成11年度から景気対策のために暫定的に導入されてきた定率控除額(定率の減税)が平成19年度より全額廃止になっています。

年 度	定率控除・減税率	定率控除・限度額
平成18年度	7.5%	2万円
平成19年度	廃 止	

税源移譲については、「広報五條」平成18年12月号、および平成19年3月号にも掲載しています。

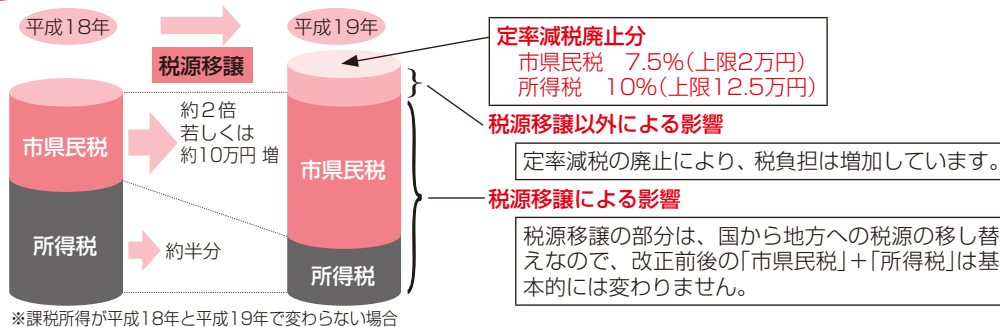
●老年者非課税措置廃止に伴う経過措置により、減額分が少なくなっています。(負担増)

平成17年1月1日の時点で65歳以上(昭和15年1月2日以前生まれ)の人で、合計所得金額が125万円以下の人に適用されていた、市県民税の老年者非課税措置の廃止に伴う経過措置が平成19年度を最後に、平成20年度よりなくなります。

年 度	65歳特例減額(経過措置)		
	所得割(市民税・県民税)	均等割・市民税	均等割・県民税
平成18年度	所得割の3分の2を減額	1,000円	400円
平成19年度	所得割の3分の1を減額	2,000円	900円
平成20年度	減額なし	3,000円	1,500円

ポイント

税源移譲等の改正による納税者の市県民税・所得税の税負担イメージ図



※図のように、税源移譲による影響は、所得税と市県民税の内訳が変わっただけで、個々の税負担は±0となりますが、税源移譲以外の影響で、主に、定率減税廃止により税負担は昨年と比べ増加しています。